

学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）実施要綱

昭和40年8月18日40民児童発第271号

東京都民生局長通知

改正 平成10年10月20日10福子推第349号

一部改正 平成13年3月14日12福子推第1020号

一部改正 平成14年1月9日13福子推第626号

一部改正 平成17年6月20日17福保子支第136号

1 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第12項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行うについて、必要な基準を定め、もってこれらの児童の福祉を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、法第34条の7の規定に基づき、区市町村、社会福祉法人その他の者（以下「区市町村等」という。）が、行うものとする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第12項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であり、その他健全育成上指導を要する以下の児童も加えることができる（以下「放課後児童」という。）。

（1）10歳を超える都内小学校就学児童

（2）都内盲・ろう・養護学校小学部に就学している児童

4 事業の運営・実施方法等

（1）指導員の配置

ア 区市町村等は、本事業の実施に当たり、放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を2人以上配置すること。

イ 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

なお、同資格基準に満たない場合でも、児童の養育に知識経験を有する者の中から選任すること。

(2) 事業の実施場所

区市町村等は、児童館のほか、保育所（原則として、児童福祉法第35条第3項の規定により届出がなされている場所及び同第4項の規定により認可されている場所を除く。また、平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」に基づき認証された施設の場所も原則として除く。）や学校の余裕教室、公民館、団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。

(3) 設 備

区市町村等は、法第6条の2第12項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施しなければならない。

具体的には、おおむね次の設備内容により、整備するものとする。

ア 事業の実施に必要な室（以下「育成室」という。）と屋外の遊び場を具備していること。

イ 育成室は、以下の条件を具備していること。

（ア）採光、換気等児童の保健衛生上の考慮が十分なされていること。

（イ）楽器、黒板、机、いす、図書、遊具及び児童の所持品を収納するためのロッカーの設備等を備えておくこと。

（ウ）急病人が発生した場合、応急的措置をとることができるよう、家庭医薬品、ほう帯等を備えておくとともに、静養場所を定め、医師との連絡を密にしておくこと。

(4) 開設日数等

ア 開設日数

開設日数は、地域の実情、放課後児童の就学日数等を考慮し、年間281日以上（ただし、当分の間、200日以上でも差し支えないものとする。）とする。

イ 開設時間

開設時間は、おおむね下校時から午後6時までとし、1日平均3時間以上実施するものとする。ただし、その地域の実情に応じ、開設時間については区市町村等が定める。

(5) 活動内容

市町村等は、次に掲げる活動を計画的に行うこと。

ア 放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定

イ 遊びの活動への意欲と態度の形成

ウ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと

エ 放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡

オ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援

カ その他放課後児童の健全育成上必要な活動

(6) 入会の手続き

学童クラブへの入会手続きは、原則次のように行うものとする。

ア 公設公営・公設民営クラブへの申し込みは、居住地の区市町村の学童クラブ主管課が受け付けるものとする。

イ 民間学童クラブへの申し込みは、直接、クラブが申し込みを受け付けるものとする。

(7) 事業実施上の留意事項

区市町村等は、事業の実施に当たって、下記の事項に留意すること。

ア 事業の趣旨、内容、実施場所等について広報紙等を通じて地域住民に対する周知に努めること。

イ 本事業の加入申込み等に係る書類については、所定の様式を定め整備すること。

ウ 地域における昼間保護者のいない家庭の児童の状況を的確に把握して、事業の対象となる放課後児童の動向を十分踏まえて実施すること。

エ 家庭との連携を図りつつ、適切な遊びを与えて、放課後児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行うこと。

オ 放課後児童の出欠席や開設時間中の所在を確認し、緊急時等には保護者と連絡が取れる体制をとること。

カ 法第56条の6第2項の規定に基づき、実施に当たって本事業を行う者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。

キ 児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修との連携を図ること。

ク 施設設備、職員体制の点検、安全管理マニュアルの作成、訓練の実施等により、児童の安全確保を図ること。

5 届 出

区市町村等は、社会福祉法第69条の規定に基づき、学童クラブ事業の開始（登録した放課後児童数が20人以上の場合）及び変更並びに廃止の後、1ヶ月以内に、経営者の名称及び主たる事務所の所在地、事業の内容、条例・定款その他の基本約款について、別に定める様式により、都知事に届け出なければならない。

6 区市町村の役割

(1) 区市町村は、法第21条の28項の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならない。

(2) 区市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。

7 都の研修の実施

都は、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、指導的な放課後児童指導員に対し計画的な研修の実施に努めるものとする。

8 費用

(1) 補助

区市町村が実施(委託を含む。)又は補助する事業に対して都は、別に定める補助要綱により補助するものとする。

(2) 保護者負担

区市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができる。

(3) 特別区における公設公営・公設民営クラブの所要経費については、都区財政調整において措置するものとする。

9 その他

(1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としない。

(2) 本事業の実施に当たっては、政治的又は宗教的目的に利用しないこと。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

2 市町村の区域における開設時間は、平成10年度にあっては、おおむね下校時から午後5時まででも差し支えないこととする。

3 この要綱の適用の際、現に改正前の学童保育事業運営要綱の規定により本事業を実施している特別区については、改正後の学童クラブ事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月14日付12福子推第1020号 一部改正)

1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

2 特別区においては、経過措置として、改正前の学童保育事業運営要綱の例により本事業を実施するとしていたが、その扱いは取り止め、本要綱を適用する。

附 則(平成14年 1月 9日付13福子推第 626号 一部改正)

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成17年 6月20日付17福保子支第136号 一部改正)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。